

湘南アフタケア協会



施設の全景

社会福祉法人 湘南アフタケア協会

指定障害者支援施設

指定障害者支援施設

指定特定相談支援事業

神奈川後保護施設（悠悠）

重度神奈川後保護施設（花桃）

湘南アフタケア協会相談支援事業所

法人の概要

運営主体 社会福祉法人 湘南アフタケア協会
創 設 昭和 25 年 2 月 1 日
所 在 地 〒238-0047
神奈川県横須賀市吉倉町 1 丁目無番地
TEL 046-822-2824 FAX 046-825-3917
敷 地 10,657.00 m²
建 物 5,224,71 m²
施設名称 神奈川後保護施設（悠悠）
重度神奈川後保護施設（花桃）
神奈川後保護施設附属診療所
湘南アフタケア協会相談支援事業所

施設入所支援の目的

主に内部障害のある方、及び肢体に障害のある方の社会的自立や社会参加の促進・援助することを目的とします。

施設利用中は医学的管理の下で、日常生活上の支援や、各人の適性及び障害に応じた機能回復訓練や創作活動などを通したリハビリを行います。

短期入所の目的

神奈川後保護施設、重度神奈川後保護施設において、障害のある方（主に身体障害者）に短期的な施設利用を提供して日常生活上の援助、日中活動支援等を行います。

施設利用の定員

神奈川後保護施設（悠悠）		
昼間のサービス事業	・生活介護	40名
夜間のサービス事業	・施設入所支援	40名
短期入所サービス事業	・併設型 ・空床型	4名
重度神奈川後保護施設（花桃）		
昼間のサービス事業	・生活介護	60名
夜間のサービス事業	・施設入所支援	60名
短期入所サービス事業	・空床型	

施設利用の要件

共 通 要 件 「障害福祉サービス受給者証」で給付費の支給決定がされていること。並びに、伝染性疾患を有しない人。
入所に関しては、障害支援区分が4以上であること。

神奈川後保護施設（悠悠） 1. 主たる障害が身体障害の方。

重度神奈川後保護施設（花桃） 1. 主たる障害が身体障害であり自立歩行が可能な方。

施設利用の問合せ

居住地の福祉事務所、相談支援事業所、保健所、病院、あるいは当施設に直接ご相談下さい。

施設利用の適否

利用希望者の面接・見学時のADLや申請の為に提出された書類の審査、医師による書類等の診査などをおこない、利用についての判定結果によって施設利用の適否を決定いたします。結果は直接ご本人にご連絡するか、福祉事務所を通じてご本人にご連絡いたします。

施設利用の費用

毎月かかる費用は、利用料金、食費、光熱水費となります。

食費光熱水費 1日 1,826円×31日=56,606円(1ヶ月)
(朝食326円 昼食570円 夕食570円 光熱水費360円)

[食費等実費負担の軽減について]

〈例〉障害基礎年金1級の方の場合

利用料は0円(定率負担)となります。

また、食費等の減免もあります。減免額は収入により決定され、障害福祉サービス受給者証に記載されます(補足給付)。

※補足給付については各市町村へお問い合わせ下さい

施設での日中活動の科目

日中活動は下記の科目があります。

科 目	科 目 内 容
情 報 科	パソコンによる文書作成、表計算、画像編集等
手 芸 科	パンフフラワー、その他手芸の作業
園 芸 科	植物の栽培、施設内の清掃・営繕等の作業
軽 作 業 科	袋詰め、組立等の軽作業

主な年間行事

4月	お花見	10月	運動会
5月	菖蒲湯	11月	インフルエンザ予防接種
7月	七夕	12月	ゆず湯、クリスマス会
8月	納涼会	1月	お正月
9月	レントゲン撮影 避難訓練	2月	創立記念日
		3月	避難訓練、お彼岸の会

※各月に誕生日会を行います。

日課について

施設利用中は、概ね以下の日課表に沿って生活します。

※入浴は、自立男性：月・水・金曜日 自立女性：火・木・土曜日

時 間	月曜～金曜	土・日曜、祝祭日
午前 7時00分	起 床	起 床
午前 7時45分	朝 食 開 始	朝 食 開 始
午前 8時45分	終 了	終 了
午前 9時00分 午後 0時00分	入浴介助及び日中活動 としてリハビリ、作業、 レクリエーションなど	自 由 時 間
午後 0時00分	昼 食 開 始	昼 食 開 始
午後 1時00分	終 了	終 了
午後 1時00分 午後 3時00分	日中活動としてリハビリ、 作業、レクリエーション など	自 由 時 間
午後 2時00分	入浴開始	
午後 5時30分	終 了	
午後 5時00分	夕 食 開 始	夕 食 開 始
午後 6時00分	終 了	終 了
午後 5時00分 午後 10時00分	自 由 時 間	自 由 時 間
午後 10時00分	消 燈	消 燈

介助浴：水曜を除いた月～金曜日の午前中

利用時間 食堂は、7：00～21：00 洗濯室は、9：00～17：00 となります

相談支援事業について

障害のある人がご本人の有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、ご本人及びご家族の相談に応じ、各種サービスの利用援助・調整など地域生活に必要な支援を行います。主な支援の内容は、担当者がご利用者本人及びそのご家族と面接を行い、ご本人及びご家族のおかれている状況やご本人が希望される生活、解決すべき課題の把握整理を行い、次の支援を行います。

- (1) サービス利用計画（案）の作成
- (2) サービスの継続利用のための支援

入所までの流れ



